

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程

平成17年3月31日
規程第 6 号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 保有個人情報の開示（第4条－第11条）
- 第3章 訂正（第12条－第18条）
- 第4章 利用停止（第19条－第23条）
- 第5章 審査請求（第24条－第27条）
- 第6章 行政機関等匿名加工情報の提供等（第28条－第36条）
- 第7章 雑則（第37条－第40条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の実施に係る取扱い並びに行政機関等匿名加工情報の提供等に関し必要な事項を定める。

（法令との関係）

第2条 この規程に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学個人情報管理規程（平成17年規程第5号。以下「個人情報管理規程」という。）その他法令等の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規程において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び法別表第1に掲げる法人をいう。

2 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 3 この規程において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で規定するものをいう。
 - (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
 - (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
- 4 この規程において「保有個人情報」とは、本学の役員又は職員（派遣職員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、本学の役員又は職員が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第2条第2項に規定する法人文書（以下単に「法人文書」という。）に記載されているものに限る。
- 5 この規程において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この規程において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に規定する措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該

個人情報復元することができないようにしたものをいう。

- (1) 第2項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第2項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この規程において「行政機関等匿名加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部又は一部（これらの一部に情報公開法第5条に規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただし書に規定する情報を含む。）が含まれているときは、当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる匿名加工情報をいう。
- (1) 個人情報管理規程第46条第2項各号のいずれかに該当するもの又は同条第3項の規定により同条第1項に規定する個人情報ファイル簿に掲載しないこととされるものでないこと。
 - (2) 学長に対し、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の情報公開法第3条の規定に基づく開示の請求があったとしたならば、学長が次のいずれかを行うこととなるものであること。
 - イ 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。
 - ロ 情報公開法第14条第1項又は第2項の規定に基づき意見書の提出の機会を与えること。
 - (3) 本学の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、個人情報管理規程第33条の基準に従い、当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。
- 9 この規程において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、法第60条第4項の行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
- (1) 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 10 この規程において「削除情報」とは、行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号をいう。
- 11 この規程において「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項に規定する住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するた

めに指定されるものをいう。

- 1 2 この規程において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のもを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。
- 1 3 この規程において「部局」とは、先端科学技術研究科、総合情報基盤センター、遺伝子教育研究センター、物質科学教育研究センター、データ駆動型サイエンス創造センター、デジタルグリーンイノベーションセンター、保健管理センター、戦略企画本部、教育推進機構、研究推進機構、監査室、環境安全衛生管理室、男女共同参画室、地域共創推進室及び事務局各課をいう。

第2章 保有個人情報の開示

（開示請求の手續）

- 第4条 法第123条第2項及び番号法第30条第2項の規定により読み替えて適用する法第76条第1項の規定に基づき、保有個人情報の開示を請求しようとする者（以下「開示請求者」という。）は、書面（以下「保有個人情報開示請求書」という。）に必要な事項を記載し、開示の請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。）とともに、学長に提出しなければならない。
- 2 開示請求者は、前項に規定するもののほか、法第77条第2項の書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 学長は、保有個人情報開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、法第77条第3項の規定に基づき、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、学長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。
- 4 開示請求手数料は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とし、現金で納めるものとする。
- 5 同一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書又は相互に密接な関連を有する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求が同一の保有個人情報開示請求書によって行われた場合は、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。
- 6 学長は、特定個人情報の開示の請求を受けた場合において、当該特定個人情報に係る本人が、経済的困難その他特別の理由により第4項の手数料を納付する資力がないと認めるときは、当該手数料を免除することができる。
- 7 前項の規定による手数料の免除を受けようとする者は、保有個人情報開示請求書の提出を行う際に、併せて当該免除を求める理由を記載した申請書を提出しなければならない。
- 8 前項の申請書には、第6項の特定個人情報に係る本人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付

しなければならない。

- 9 学長は、第7項の申請書の提出があった場合において、開示手数料を免除し、又は免除しない旨の決定をしたときは、その旨を書面により開示請求者に通知するものとする。

(開示等の検討)

- 第5条 学長は、保有個人情報の開示、部分開示及び不開示（以下「開示等」という。）を検討するに当たって、当該保有個人情報を保有する部局の長に意見を求めるとともに、必要に応じて個人情報管理規程第10条の情報公開・個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に意見を求めるものとする。
- 2 本学が保有する保有個人情報における開示及び不開示の基準については、別に定める。

(開示請求に対する措置等)

- 第6条 学長は、第4条第3項に規定する補正に要した日数を除き、開示請求があった日から30日以内に法第78条から第80条までに規定する保有個人情報の開示等の決定を行うものとし、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨又はその全部を開示しない旨を、書面により当該開示請求者に通知するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、法第83条第2項の規定に基づき、同項に規定する期間を30日以内の範囲で延長することができる。この場合において、学長は、遅延なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により当該開示請求者に通知するものとする。

(開示等の決定の期限の特例)

- 第7条 学長は、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、法第84条の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの部分については相当の期間内に開示決定等を行うものとする。この場合において、学長は、前条第1項に規定する期間内に、次に掲げる事項を書面により当該開示請求者に通知するものとする。
- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(事案の移送)

- 第8条 学長は、法第85条第1項の規定に基づき、事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送するときは、その旨を書面により当該開示請求者

に通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条 学長は、開示等の決定をするに当たって、開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第25条第3号及び第26条において「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合であつて、法第86条第1項に規定する第三者に対する意見を聴取するときは、当該第三者に対し、政令で規定するところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で規定する事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 学長は、開示決定に先立ち、第86条第2項各号の規定に該当するときは、当該第三者に対し、政令で規定するところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で規定する事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるものとする。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 学長は、第三者の意に反して開示するときは、法第86条第3項の規定に基づき、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置くものとする。この場合において、学長は、開示決定後直ちに、前2項の意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知するものとする。

(開示の実施)

第10条 法第87条第3項の規定に基づき、保有個人情報の開示を受ける者は、開示の実施の方法その他政令で規定する事項を学長に申し出なければならない。

2 保有個人情報の開示の方法については、法第87条第1項の規定に基づき、当該保有個人情報が文書又は図画に記録されているときは、閲覧又は写しの交付により行い、電磁的記録に記録されているときは、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学情報公開規程（平成16年規程第87号。以下「情報公開規程」という。）別表第1の規定を準用する。この場合において、「法第15条第1項」又は「法第15条第2項」とあるのは「法第87条第1項」と読み替えるものとする。

3 保有個人情報の開示は、あらかじめ定められた場所において実施するものとする。ただし、当該保有個人情報が記録されている法人文書を移動すると汚損の危険性がある場合や利用者の居所等の都合により当該場所まで出向くことができない場合は、当該保有個人情報を保有する部局において実施できるものとする。

4 開示を受ける者が保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付による開示の実施を希望する場合は、当該法人文書の写しを送付するものとする。この場合、郵送料を郵便切手で徴収するものとする。

(移送された事案)

第11条 法第85条第2項及び第3項の規定に基づき、他の独立行政法人等又は行政機関の長から移送された事案に係る開示等の検討及び決定並びに開示等の実施については、第5条から前条までの規定に準じて行うものとする。

第3章 訂正

(訂正請求の手続)

第12条 法第123条第2項及び番号法第30条第2項の規定により読み替えて適用する法第90条の規定に基づき、自己を本人とする保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求する者(以下「訂正請求者」という。)は、書面(以下「保有個人情報訂正請求書」という。)に必要な事項を記載し、学長に提出しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、訂正請求の場合について準用する。この場合において、「開示請求者」とあるのは「訂正請求者」と、「法第77条第2項」とあるのは「法第91条第2項」と読み替えるものとする。

3 学長は、保有個人情報訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、法第91条第3項の規定に基づき、訂正請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 訂正請求は、法第90条第3項の規定に基づき、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(保有個人情報の訂正義務)

第13条 学長は、前条の訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をするものとする。

(訂正請求に対する措置)

第14条 学長は、第12条の規定に基づき訂正請求に係る保有個人情報の訂正又は不訂正(以下「訂正等」という。)の決定をしたときは、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(訂正等の決定の期限)

第15条 学長は、第12条第3項に規定する補正に要した日数を除き、訂正請求があった日から30日以内に法第93条第1項に規定する訂正等の決定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、法第94条第2項の規定に基づき、前項に規定する期間を30日以内の範囲で延長することができる。この場合において、学長は、訂正請

求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

(訂正等の決定の期限の特例)

第16条 学長は、前条の訂正等の決定に特に長期間を要すると認めるときは、前条第1項の規定にかかわらず、法第95条の規定に基づき、相当の期間内に訂正決定等をするものとする。この場合において、学長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第17条 学長は、法第96条第1項の規定に基づき、事案を他の独立行政法人等又は行政機関の長に移送したときは、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知するものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第18条 学長は、法第97条の規定に基づき、保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。

第4章 利用停止

(利用停止請求の手續)

第19条 法第123条第2項及び番号法第30条第2項の規定により読み替えて適用する法第98条の規定に基づき、自己を本人とする保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求する者（以下「利用停止請求者」という。）は、書面（以下「保有個人情報利用停止請求書」という。）に必要な事項を記載し、学長に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項の規定は、利用停止請求の場合について準用する。この場合において、「開示請求者」とあるのは「利用停止請求者」と、「法第77条第2項」とあるのは「法第99条第2項」と読み替えるものとする。
- 3 学長は、保有個人情報利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、法第99条第3項の規定に基づき、利用停止請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 4 利用停止請求は、法第98条第3項の規定に基づき、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(保有個人情報の利用停止義務)

第20条 学長は、法第100条の利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、本学における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするものとする。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(利用停止請求に対する措置)

第21条 学長は、法第101条第1項又は第2項の規定に基づき、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止又は利用不停止（以下「利用停止等」という。）の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止等の決定の期限)

第22条 学長は、第19条第3項に規定する補正に要した日数を除き、法第102条第1項の規定に基づき利用停止請求があった日から30日以内に法第101条の利用停止等決定をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、法第102条第2項の規定に基づき、前項に規定する期間を30日以内の範囲で延長することができる。この場合において、学長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知するものとする。

(利用停止等の決定の期限の特例)

第23条 学長は、利用停止等の決定に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、法第103条の規定に基づき、相当の期間内に利用停止決定等をするものとする。この場合において、学長は、前条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知するものとする。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 利用停止等の決定をする期限

第5章 審査請求

(審査請求及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第24条 学長は、開示等、訂正等若しくは利用停止等の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、法第105条の審査請求があったときは、委員会に意見を求めることができる。

2 学長は、前項の審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）に規定する情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとする。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
- (3) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を容認し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

（諮問をした旨の通知）

第25条 学長は、法第105条第2項の諮問をしたときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知するものとする。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第26条 第9条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示等の決定（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審査請求に対する裁決通知）

第27条 学長は、審査請求に対する裁決をしたときは、法第106条の規定に基づき、その旨を書面により第25条各号に規定する者に通知するものとする。

第6章 行政機関等匿名加工情報の提供等

(提案の募集)

第28条 学長は、規則に規定するところにより、定期的に、本学が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に個人情報管理規程第47条に掲げる事項の記載があるものに限る。以下同じ。）について、次条の提案を募集するものとする。

(行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案)

第29条 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、学長に対し、法第110条第2項及び第3項並びに規則の規定に基づき別に規定する書類等を学長に提出することにより、当該事業に関する提案をすることができる。

(欠格事由)

第30条 法第111条の欠格事由のいずれかに該当する者は、前条の提案をすることができない。

(提案の審査等)

第31条 学長は、第29条の提案があったときは、当該提案が法第112条第1項に掲げる基準に基づき本学が別に規定する基準（以下「基準」という。）に適合するかどうかを審査するものとする。この場合において、学長は、当該個人情報ファイルを保有する部局の長の意見を求めるとともに、必要に応じて委員会に意見を求めるものとする。

(審査結果の通知)

第32条 学長は、前条の規定により審査した結果、第29条の提案が基準に適合すると認めるときは、当該提案者に対し、その決定を通知するものとする。

2 学長は、前条の規定により審査した結果、第29条の提案が基準に適合しないと認めるときは、当該提案者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結)

第33条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、別に規定する書類を学長に提出することにより、本学との間で、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

(作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等)

第34条 個人情報ファイル簿に個人情報管理規程第48条第1号に掲げる事

項が記載された行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、学長に対し、法第116条第1項の規定に基づき、当該事業に関する提案をすることができる。当該行政機関等匿名加工情報について前条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

2 第29条から前条までの規定は、前項の提案について準用する。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第35条 第33条(前条第2項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を本学と締結する者は、次に掲げるところにより、手数料を現金で納めなければならない。

(1) 当該手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

イ 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

ロ 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限り。)

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除)

第36条 学長は、第33条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(2) 第30条(第34条第2項において準用する場合を含む。)に該当することとなったとき。

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

第7章 雑則

(事務)

第37条 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の実施並びに行政機関等匿名加工情報の提供等に関する事務は、企画・教育部企画総務課が行う。

(適用除外等)

第38条 保有個人情報(独立行政法人等情報公開法第5条に規定する不開示情報を専ら記録する法人文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく

困難であるものは、法第122条第2項の規定に基づき、本学に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第39条 本学は、法第125条の規定に基づき、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又は第29条若しくは第34条第1項の提案（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、本学が保有する保有個人情報の特定又は当該提案に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(雑則)

第40条 この規程に定めるもののほか、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月25日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年9月15日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程の規定は、平成21年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年12月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に改正前の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程の規定によってされた保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求の取扱いについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。